

令和8年度寒川町都市空間情報デジタル基盤構築業務委託に係る

公募型プロポーザル (質問書に対する回答)

令和7年12月19日

寒川町 都市建設部 都市計画課

No	質問内容	回答
1	<p>■プロポーザル実施要領8 様式 「提案書はMicrosoft社のWord又はExcelにより作成すること」とありますが、Microsoft社のPowerPointでもよろしいでしょうか。</p>	提案書につきましては、各社で提案形式のばらつきがなるべく生じないよう、Word又はExcelにて作成をお願いしている旨ご了承いただけますと幸いです。
2	<p>■プロポーザル実施要領 8 企画提案の提出要領 「特定テーマに対する具体的な提案内容」についてA4用紙片面14枚以内（表紙は除く）とございますが、提案者の方で目次をつける場合については、目次も除外という認識でよろしいでしょうか。</p>	提案書につきましては、ご認識のとおり表紙及び目次を除きA4片面14枚以内（両面印刷の場合は両面7枚）でお願いいたします。
3	<p>■プロポーザル実施要領9 審査要領 (2)プレゼンテーション及びヒアリングの実施（ウ その他）について、「プレゼンテーション及びヒアリングは、企画提案書に基づく実施」との記載がありますが、企画提案書の概要をまとめたPowerPoint 資料等による投影・配布は認められますでしょうか。また、プレゼンテーション及びヒアリングには、何名まで参加可能でしょうか。一部業務を再委託する場合には、その再委託先企業も同席可能でしょうか。</p>	プレゼンテーション及びヒアリングにつきましては、企画提案書に基づく内容であれば別資料等による投影は可能とさせていただきます。また、参加人数につきましては、会場の都合もあり、5名を上限とさせていただき、再委託する場合においても本事業における受注業者のみでのご説明をお願いいたします。
4	<p>■プロポーザル実施要領 9 審査要領 プレゼンテーション及びヒアリングの開催日時は別途通知と認識しておりますが、プレゼンテーション及びヒアリングの参加人数の上限や参加必須者等の指定はござりますでしょうか。</p>	プレゼンテーション及びヒアリングにつきましては、会場の都合もあり、5名を上限とさせていただきます。また、参加必須者等につきましては、全体統括という認識である主任技術者は必須とさせていただき、その他担当技術者等業務関係者の出席につきましては、各社のご判断にお任せいたします。
5	<p>■プロポーザル実施要領9 その他 プレゼンテーション及びヒアリングは何名まで参加可能でしょうか。</p>	プレゼンテーション及びヒアリングにつきましては、会場の都合もあり、5名を上限とさせていただきます。
6	<p>■様式3：業務実績書 直近5年以内の「受注実績」を提出となっておりますが、今年度受注をし、未完了業務についても提出実績として認めていただけますでしょうか。</p>	業務実績につきましては、令和3年度から令和7年度（今年度完了見込みのある業務）の5年間における受注実績のご提出をお願いいたします。
7	<p>■様式3：業務実績書 本様式において、提出実績として記載すべき内容／事項について、ご教示ください。</p>	<p>業務実績につきましては、①業務名称、②発注者、③業務実施期間（年月）、④今回の業務に対する区分（同種業務/類似業務）、⑤業務概要又は概要記載ページのURL（※⑤はユースケース開発及び3D都市モデルビューワ環境の整備についてのみ記載してください。）、の視点を基にご提出をお願いいたします。 なお、参考として、④の区分に対する例は次のとおりです。</p> <p>I.都市計画基礎調査…同種：神奈川県内における業務実績、類似：神奈川県外における業務実績</p> <p>II.3D都市モデル整備…同種：PLATEAU補助制度を活用した業務実績、類似：PLATEAU補助制度を活用していない業務実績</p> <p>III.ユースケース開発…同種：3D都市モデルと関連したビッグデータの取得・分析に関する業務実績、類似：3D都市モデルと関連していないビッグデータの取得・分析に関する業務実績</p> <p>IV.3D都市モデルビューワ環境整備又はシステム導入…同種：特記仕様書第53条に記載の機能要件を全て満たしたシステム導入業務実績、類似：特記仕様書第53条に記載の機能要件に類似する業務実績</p>
8	<p>■様式3：業務実績書 本様式において、「都市計画基礎調査」、「3D都市モデル整備」、「ユースケース開発」、「3D都市モデルビューワ環境整備またはシステム導入」の4業務それぞれの実績を提出することと認識しておりますが、それぞれ提出においての上限数はござりますでしょうか。</p>	業務実績につきましては、「都市計画基礎調査」、「3D都市モデル整備」、「ユースケース開発」、「3D都市モデルビューワ環境整備またはシステム導入」について、それぞれ5つの業務実績を上限としてご提出をお願いいたします。
9	<p>■特記仕様書 第8条 貸与資料について、(3)将来交通量等の可視化、(4)車両流入割合等施設配置の効果検証、(5)車両別想定交通ルートの可視化をするために必要な交通量等のデータをお借りすることは可能でしょうか。</p>	特記仕様書に記載している内容につきましては、今後新たに整備される道路（主に県道410号湘南台大神伊勢原）を想定しており、当該道路及び近隣道路における想定交通量等の最低限必要な情報については業務委託の中で提示させていただきます。また、その上で人流や車両等ビッグデータを新たに取得及び分析し、その分析結果を可視化する等については各社のご提案にお任せいたします。
10	<p>■特記仕様書 第25条 業務概要について、特定テーマは(1)都市計画基礎調査、(2)3D都市モデル整備、(3)ユースケース開発、(4)3D都市モデルビューワ環境の整備に即した内容で記載すればよろしいでしょうか。それとも、(3)ユースケース開発（まちづくりに係る将来イメージ）に絞って記載すればよろしいでしょうか。ご教授いただけますようお願いいたします。</p>	<p>プロポーザル実施要領に記載の企画提案書に関するご質問と捉え回答させていただきます。</p> <p>企画提案書の内容につきましては、各社のご判断にお任せいたしますが、特記仕様書に記載している本事業全体の趣旨を踏まえ、ご提案いただけますと幸いです。</p>

令和8年度寒川町都市空間情報デジタル基盤構築業務委託に係る

公募型プロポーザル (質問書に対する回答)

令和7年12月19日

寒川町 都市建設部 都市計画課

No	質問内容	回答
11	<p>■02 特記仕様書 第39条 3D都市モデル作成について、建築物の壁面テクスチャは「航空写真画像データを利用する」との記載がありますが、航空写真画像以外にも妥当性が認められれば、その他のデータを用いて壁面テクスチャを作成しても良いでしょうか。</p>	建築物の壁面テクスチャにつきましては、協議の上、本町が目的としている効果に対する妥当性が認められれば、航空写真画像以外のデータを用いて壁面テクスチャを使用することも支障ありません。
12	<p>■02 特記仕様書 第46条 要旨について、「まちづくりに係る将来イメージ像の共有等を目的」と記載がありますが、今後VRシステムを活用したワークショップの実施を想定されていますでしょうか。</p>	将来イメージ像の共有等につきましては、特記仕様書に目的として記載しているとおり、府内及び府外における活用を前提に本事業の実施を検討しており、ワークショップや説明会における活用等も想定しております。
13	<p>■02 特記仕様書 第47条 (1)新設道路整備イメージモデルの作成について、どの程度の距離・規模の計画になりますでしょうか。付帯する施設計画などありましたら、その規模感も教えていただけますでしょうか。</p>	新設道路整備イメージモデルの作成につきまして、詳細については業務委託の中でお示しいたしますが、今後新たに整備される道路（主に県道410号湘南台大神伊勢原）などを想定して記載しております。
14	<p>■特記仕様書 第51条 オープンデータ化対応について、「人流シミュレーション等のデータ」とありますが、どのようなシミュレーションを想定されておりますでしょうか。</p>	人流シミュレーション等のデータにつきましては、本町においても一定程度の想定はしておりますが、本事業の目的を実現するために必要な内容について、各社のご提案を受けた上で協議させていただきたいと考えております。
15	<p>■特記仕様書 第52条 まちづくりイメージVRシステムについて、専用のゴーグル等ではなく、PC上で町を360° 視点を変えながら見ることができる、編集可能な作業ツールとして考えてよろしいでしょうか。</p>	まちづくりイメージVRシステムにつきましては、本事業の目的を実現するために必要な内容について、各社のご提案にお任せいたしますが、本町の想定としてはご認識のとおり、専用のゴーグル等ではなく、PC上で視点を変えながら見ができる機能を想定しております。
16	<p>■特記仕様書 第52条 3D都市モデルビューワについて、3DビューワとまちづくりイメージVRシステムについては、別々のシステムでも同一のシステムでもどちらでも良いでしょうか。</p>	3D都市モデルビューワ関連につきましては、仕様書に記載の最低限の内容を満たしていることを前提として、各社のご判断にお任せいたします。
17	<p>■特記仕様書 第53条 機能要件について、まちづくりVRにおける「人流等ビッグデータを活用することのできる機能」の目的は何になりますでしょうか。また、機能を活用するイメージがありましたら、ご教示ください。</p>	人流等ビッグデータに関連する機能要件につきましては、特記仕様書のうち、第46条及び第47条に記載の趣旨及び目的のとおりです。また、機能活用のイメージについては、本事業の目的を実現するために必要な内容について、各社のご提案を受けた上で協議させていただきたいと考えているため、回答を差し控えさせていただく旨ご了承いただけますと幸いです。
18	<p>■特記仕様書 第53条 機能要件について、まちづくりVRにおける「人流等ビッグデータを活用することのできる機能」について人流等ビッグデータは、分析されたデータを表示させるイメージでしょうか。あるいは、システム利用者がパラメータを色々と変えて試行錯誤でできるような「シミュレーションが可能」な機能が必要になりますでしょうか。</p>	人流等ビッグデータに関連する機能要件につきましては、本町においても一定程度の想定はしておりますが、本事業の目的を実現するために必要な内容について、各社のご提案を受けた上で協議させていただきたいと考えております。
19	<p>■事業者選定基準 審査項目の企画提案内容のうち、「仕様書以外の項目における追加提案の内容が充実しているか」との記載について、本提案限度額内での提案内容に限るとの認識でよろしいでしょうか。それとも将来提案（別途費用）を含むとの認識でしょうか。</p>	追加提案の内容につきましては、将来提案（別途費用）をご提示いただいても構いませんが、本プロポーザルにおける主な採点判断の基準としては、本提案限度額内のご提案とさせていただく予定でございます。
20	<p>■事業者選定基準 配点基準の執行体制について、「本事業を実施できる人員体制となっているか」とございますが、どのような基準で評価されるかご教示頂けないでしょうか。</p>	採点基準につきましては、回答を差し控えさせていただく旨ご了承いただけますと幸いです。